

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進装置故障）
発生日時	平成28年7月2日 07時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市浅茅湾 郷埼灯台から真方位147° 2.6海里付近 (概位 北緯34° 17.7′ 東経129° 14.0′)
インシデントの概要	手漕ぎボート（船名なし）は、帰航中、ろが折れて運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年7月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操船者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、操船者が1人で乗船し、浅茅湾南部で錨泊して魚釣りを始めたものの、風が強くなってきたので釣りをやめて揚錨し、ろを漕ぎ始めたところ、ろが折れて推進することができなくなった。 本船は、その後、風潮流により北方に圧流され、浅茅湾北岸のアヨウ埼付近の浅所に漂着した。 操船者は、本船が夕方になっても魚釣りから戻らない旨の情報が警察署経由で海上保安庁に伝えられ、出動した巡視艇によって発見された。
分析	本船は、航行中、ろが折れたことから、推進することができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、ろが折れたため、推進することができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・予備のろを備えておくことが望ましい。 ・緊急時の連絡手段として携帯電話等を携行することが望ましい。